

[参考] 2 毒物、劇物の判定基準について

(毒物劇物の判定基準の改定について 平成 29 年 6 月 13 日 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知より抜粋)

1) 毒物劇物の判定基準

毒物劇物の判定は、動物における知見、ヒトにおける知見、又はその他の知見に基づき、当該物質の物性、化学製品としての特質等をも勘案して行うものとし、その基準は原則として次のとおりとする。

(1) 動物における知見**①急性毒性**

原則として、得られる限り多様な暴露経路の急性毒性情報を評価し、どれか一つの暴露経路でも毒物と判定される場合には毒物に、一つも毒物と判定される暴露経路がなく、どれか一つの暴露経路で劇物と判定される場合には劇物と判定する。

(a) 経口 毒物：LD50 が 50mg/kg 以下のもの

劇物：LD50 が 50mg/kg を越え 300mg/kg 以下のもの

(b) 経皮 毒物：LD50 が 200mg/kg 以下のもの

劇物：LD50 が 200mg/kg を越え 1,000mg/kg 以下のもの

(c) 吸入 (ガス)

毒物：LC50 が 500ppm(4hr) 以下のもの

劇物：LC50 が 500ppm(4hr) を越え 2,500ppm(4hr) 以下のもの

吸入 (蒸気)

毒物：LC50 が 2.0mg/L (4hr) 以下のもの

劇物：LC50 が 2.0mg/L (4hr) を越え 10mg/L (4hr) 以下のもの

吸入 (ダスト、ミスト)

毒物：LC50 が 0.5mg/L (4hr) 以下のもの

劇物：LC50 が 0.5mg/L (4hr) を越え 1.0mg/L (4hr) 以下のもの

(d) その他

②皮膚に対する腐食性

劇物：最高 4 時間までの暴露の後試験動物 3 匹中 1 匹以上に皮膚組織の破壊、すなわち、表皮を貫通して真皮に至るような明らかに認められる壊死を生じる場合

③眼等の粘膜に対する重篤な損傷

眼の場合

劇物：ウサギを用いた Draize 試験において、少なくとも 1 匹の動物で角膜、虹彩又は結膜に対する、可逆的であると予測されない作用が認められる、または、通常 21 日間の観察期間中に完全には回復しない作用が認められる、または試験動物 3 匹中少なくとも 2 匹で、被験物質滴下後 24、48 及び 72 時間における評価の平均スコア計算値が角膜混濁 ≥ 3 または虹彩炎 >1.5 で陽性

応答が見られる場合。

なお、上記のほか次に掲げる項目に関して知見が得られている場合は、当該項目をも参考にして判定を行う。

- イ 中毒徴候の発現時間、重篤度並びに器官、組織における障害の性質と程度
- ロ 吸収・分布・代謝・排泄動態・蓄積性及び生物学的半減期
- ハ 生体内代謝物の毒性と他の物質との相互作用
- ニ 感作の程度
- ホ その他

(2) ヒトにおける知見

ヒトの事故例等を基礎として毒性の検討を行い、判定を行う。

(3) その他の知見

化学物質の反応性等の物理化学的性質、有効な in vitro 試験等における知見により、毒性、刺激性の検討を行い、判定を行う。

(4) 上記(1)、(2)又は(3)の判定に際しては次に掲げる項目に関する知見を考慮し、例えば、物性や製品形態から投与経路が限定されるものについては、想定しがたい暴露経路については判定を省略するなど現実的かつ効率的に判定するものとする。

- イ 物性（蒸気圧、溶解度等）
- ロ 解毒法の有無
- ハ 通常の使用頻度
- ニ 製品形態

(5) 毒物のうちで毒性が極めて強く、当該物質が広く一般に使用されるか又は使用され则认为されるものなどで、危害発生の恐れが著しいものは特定毒物とする。

2) 毒物劇物の製剤の除外に関する考え方

以下略

9 特定農薬（特定防除資材）について

特定農薬は、改正農薬取締法第2条第1項において「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義付けられている。現在、「エチレン」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」、「重曹」、「食酢」及び「天敵」が指定されている。

特定農薬（特定防除資材）として指定された資材

（特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について

平成26年3月28日 25消安第5776号 環水大土発第1403281号より抜粋

（改正：平成26年11月25日）